

No.	補助金関係例規
1	上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要綱（平成29年 3 月31日告示第47号）
2	伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱（平成28年10月 1 日告示第243号）
3	キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱（平成31年 3 月22日告示第38号
4	健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成16年11月 1 日告示第13号）
5	産業振興部関係補助金等交付要綱（平成16年11月 1 日告示第14号）
6	伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱（平成17年 1 月14日告示第 5 号）
7	人権生活環境部関係補助金等交付要綱（平成16年11月 1 日告示第11号）
8	伊賀市地域絆づくり補助金交付要綱（平成16年11月 1 日告示第122号）

改正

令和3年4月1日告示第87号

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ユネスコ無形文化遺産に登録された上野天神祭のダンジリ行事の継承、展覧、普及等郷土文化の振興及び伝承を図るため、上野文化美術保存会（以下「保存会」という。）が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内で上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象経費及び交付限度額)

第2条 交付金の交付対象経費は、保存会が行う活動に要する経費とし、経費に関する基準及び交付限度額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内で交付限度額を変更することができる。

2 前項の規定による交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付金の交付申請)

第3条 保存会は、交付金の交付を受けようとするときは、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付を決定し、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付決定通知書（様式第4号）により保存会に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項に修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

(事業の変更)

第5条 前条の規定による交付金の交付決定を受けた保存会は、交付金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、変更を承認し、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業変更承認決定通知書（様式第6号）により保存会に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 保存会は、事業が完了したときは、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付決定通知書（写し）

（2） 収支決算書（様式第8号）

（3） その他市長が必要と認める書類

（交付金の額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、当該書類を審査し、交付金の額を確定したときは、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金確定通知書（様式第9号）により保存会に通知するものとする。

（交付金の交付）

第8条 交付金の交付は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に、保存会からの上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付請求書（様式第10号）による請求によりこれを行うものとする。

（交付金の概算払）

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、交付の目的を達成するため、特に必要があると認めたときは、交付金の交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

2 保存会は、前項に規定する交付金の概算払を受けようとするときは、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金概算払申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による概算払の申請を受けたときは、概算払いによる交付を行う必要性を精査し、必要と認めたときは、当該申請を受けた日から30日以内に当該申請に係る交付金を概算払するものとする。

（交付金の返還）

第10条 市長は、保存会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交

付金が交付されているときは、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金返還命令書（様式第12号）により保存会に通知し、その超える額を返還させるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第2条関係）

交付対象となる経費

（だんじり及び鬼行列運行に係る支援）

経費区分	内容等
報償費	講師及び技術者への謝金、謝礼等（保存会の構成町民及び出身者に対するものを除く。）
旅費	技術者旅費（保存会の構成町民及び出身者に対するものを除く。）、事業の実施に直接必要な旅費
需用費	消耗品費（事務用品、教材及び資料代を含み、伊賀市教育委員会が補助するものを除く。）、燃料費、印刷製本費、光熱水費等
役務費	通信運搬費、通訳料、保険料、筆耕料、手数料等
委託料	事業実施に伴う委託料（保存会の下部組織に委託する場合及び交付対象事業自体を委託する場合を除く。）
使用料及び賃借料	会場借上料、自動車等借上料、事務用器具類リース料等
負担金	事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費（飲食費、上部団体への負担金及び加入組織の会費等に係る経費を除く。）
その他	その他交付対象経費とすることが適当と市長が認める経費

上記経費合計交付限度額	5,830,000円
-------------	------------

(保存会への運営支援)

経費区分	内容等
	上野天神祭の情報発信に係る経費、保存会運営に係る人材育成経費等市長が適当と認める経費（売買、賃借、請負等の契約で、その予定価格が市長が別に定める限度額を超えるときは、数社の見積り合わせにより業者等を決定しなければならない。）
交付限度額	870,000円

交付対象経費として認めない経費

経費区分	内容等
懇親会費	交流を目的とした飲食会等懇親会に係る全ての経費
消耗品費	伊賀市教育委員会文化財課が補助する経費
食糧費	飲食にかかる費用（事業実施に伴う技術者等の弁当代及びお茶代を除く。）
修繕料	
慶弔費、交際費	名目にかかわらず、実質的に慶弔費や交際費等に当たる経費
役員手当	補助団体の役員及び構成員に対する手当並びに謝礼に係る経費
その他	国指定文化財に対する国庫補助申請に係る事前調査や設計費等の経費

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付申請書

年度において上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業を実施したい
ので、交付金を交付されたく上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要
綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の実施時期及び場所

（1）時期 年 月 日から 年 月 日まで

（2）場所

4 事業の概要

項 目	内 容

5 ボランティア募集計画

項 目	内 容

6 寄付活動計画

項 目	内 容

様式第3号（第3条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：千円)

科 目	全体事業予算額	全体事業予算のうち 交付対象部分予算額		適 用
		運行に係る予算	情報発信・運営に係る予算	
1 自己資金				
2 市交付金				
3 寄付金				
4 その他				
合 計				

支出の部

(単位：千円)

科 目	全体事業予算額	全体事業予算のうち 交付対象部分予算額		備 考
		運行に係る予算	情報発信・運営に係る予算	
合 計				

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度上野天神祭のダンジリ
行事保存継承事業については、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要綱第
4条の規定により、下記のとおり条件を付して交付することに決定しました。

年 月 日

伊賀市長

記

1 交付金の額 円

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
名称（氏名）
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業変更承認申請書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定通知のあった
年度上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業の一部を変更する必要がある
ので上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要綱第5条第1
項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

2 変更を必要とする理由

伊賀市指令 第 号

住 所
名称（氏名）
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金については、次のとおり決定したので、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

- 1 変更交付決定額 円
交付決定額 円
- 2 承認した変更内容
- 3 条件

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業実績報告書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けました
年度上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業の実績を上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

2 効果

3 ボランティア参加実績

項 目	内 容

4 寄付活動実績報告

項 目	内 容

- 5 添付書類
- (1) 上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付決定通知書
(写し)
 - (2) 収支決算書(様式第8号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 6 条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：千円)

科 目	全体事業決算 額	全体事業決算のうち 交付対象部分決算額		適 用
		運行に係る決算	情報発信・運営に 係る決算	
1 自己資金				
2 市交付金				
3 寄付金				
4 その他				
合 計				

支出の部

(単位：千円)

科 目	全体事業決算 額	全体事業決算のうち 交付対象部分予算額		備 考
		運行に係る決算	情報発信・運営に 係る決算	
合 計				

伊賀市指令 第 号

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度上野天神祭のダンジリ行事
保存継承事業交付金については、下記のとおり交付額を確定したので、上野天神祭のダン
ジリ行事保存継承事業交付金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

交付金交付確定額 円

(交付金交付決定額 円)

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付請求書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で確定を受けました 年度上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金について、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 請 求 額 円
- 2 概算払を受けた額 円
- 3 確 定 額 円
- 4 送 金 先

金 融 機 関 名	銀 行 金 庫 農 協 店 所
口 座 の 種 類	当 座 普通預金
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 カタカナで記入	

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
名称(氏名)
代表者氏名

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金概算払申請書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けました上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金について、事業遂行上必要がありますので、下記金額を概算払されたく申請します。

記

1 交付金概算払申請額 円

(交付金交付決定額 円)

2 送金先

金融機関名	銀 金 農	行 庫 協	店 所
口座の種類	当 座		

伊賀市指令 第 号
年 月 日

様

伊賀市長

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金の返還命令書

上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、上野天神祭のダンジリ行事保存継承事業交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり返還してください。

記

1 返還事項

2 返還金額

3 返還期日

年 月 日

4 振込先
金融機関名
口座種類
口座番号
名 義

※振込み手数料については、交付金から充当できません。（保存会の自己負担）

改正

令和3年4月1日告示第87号

伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護予防事業（高齢者の地域における居場所、仲間及び社会的役割並びに日常生活上の生きがいの創出に資すると認められる活動をいう。以下同じ。）を行う地域のサロンに対し、予算の範囲内において伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、伊賀市介護予防サロン活動支援事業（以下「活動支援事業」という。）を実施することにより、介護予防活動を通じ、高齢者の社会的孤立を防止するとともに、心身機能の低下を予防することを目的とする。

(実施主体)

第2条 活動支援事業の実施主体は、伊賀市とする。ただし、市長は、活動支援事業の全部又は一部を適切と認められる者に委託することができるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で介護予防事業を実施する地域のグループ、市民団体、特定非営利活動法人等の営利又は宗教活動を目的としない市内の団体であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる介護予防事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 継続性が見込めること。
- (2) 1回当たりの開所時間が2時間以上であること。
- (3) 少なくとも週1回以上開催すること。
- (4) 1回当たり5人以上の市内在住の満65歳以上の者が参加すること。
- (5) 活動場所等の安全性や緊急時の対応策が確保されていること。

(6) 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を受け入れること。

(7) 特定の器具や用具を必要とせず、誰もが気軽に参加できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する介護予防事業は、対象事業としない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある事業

(2) 専ら特定の趣味やサークル活動等を行うことを目的とするものであると認められる事業

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものであると認められる事業

(4) 営利を目的とする事業

(5) 市の他の制度による助成金、補助金等の交付を受けている事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 講師報償費、会場使用料、機材使用料、光熱水費及び行事保険料

(2) その他対象事業の実施において市長が特に必要と認める経費

2 対象者が前項に規定する経費の全部又は一部の支払に他の収入を充当する場合は、当該経費のうち当該収入を充当する分は、対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める補助基準額に実施回数を乗じて得た額のうち対象経費を上回らない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請及び決定)

第7条 補助金の交付を申請しようとする対象者は、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受け付けた場合は、事業内容等を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、対象事業に必要な修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定することができるものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた対象者は、対象事業の内容を変更（軽

微な変更を除く。)し、又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、伊賀市介護予防サロン活動支援事業変更中止廃止承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、伊賀市介護予防サロン活動支援事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により対象者に通知するものとする。

3 対象者は、対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 対象者は、対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、伊賀市介護予防サロン活動支援事業実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第8号)
- (2) 事業決算書(様式第9号)
- (3) 対象事業の実施に要した費用についての領収書の原本又は写し
- (4) 対象事業の様子が分かるように撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、対象事業終了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により、対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めたときは、補助金の交付決定額の100分の75の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとする対象者は、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金概算払申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第12条 対象者は、対象事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、そ

の内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (3) 第7条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく実績報告書を提出せず、又は調査を拒んだため、事業の内容が確認できないとき。
- (5) その他対象者の補助金の運用が不相当と認められたとき。

2 前項の規定は、対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える額を返還させるものとする。

2 市長は、対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第87号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第6条関係）

区分	補助基準額
1月当たりの実施回数が1回目から4回目まで	1回当たり3,000円
1月当たりの実施回数が5回目以降	1回当たり1,500円

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者名

伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付申請書

年度において伊賀市介護予防サロン活動支援事業を実施したいので、補助金を交付されたく伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の内容

4 添付書類 (1) 事業計画書（様式第2号）
(2) 事業予算書（様式第3号）

事業計画書

① 事業の名称		
② 目的・期待できる効果		
③ 事業実施期間	年 月 ～ 年 月	
④ 代表者連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
⑤ 実施場所	公民館等・個人所有・借用物件(いずれかに○)	
	住 所	
	名 称	
	借用物件 の場合は 所有者名	
⑥ 参加対象者	☐ 65歳以上高齢者 ☐ その他（ ）	
⑦ 活動地域の範囲	市全域・（ ）地区・（ ）地域	
⑧ 基本的な活動内容	実施日(定例)	
	実施時間(基本)	: ~ :
	参加者(予定)	人 ※1回あたり
	協力者(予定)	人 ※1回あたり
	年間実施回数(予定)	延べ 回
⑨ 利用者負担金	円（1人1回あたり）	
⑩ 主な取組内容(参加者が取り組む内容)		

事業予算書

1. 収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金		伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金
参加者負担金		
収入合計	円	

2. 支出の部

科 目	予 算 額	内 容	摘 要
支出合計	円		

(申請者)

伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金については、下記のとおり交付決定したので、伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知する。

年 月 日

伊賀市長

記

- 1 補助金の交付対象となる事業内容は、
☐ 申請書に記載された内容のとおりとする。
☐ 別紙のとおり一部修正する。
- 2 補助金の交付決定額は、 円とする。
- 3 補助金の交付の条件は、以下のとおりとする。

様式第4号 別添様式

修正の内容は、以下のとおりとする。

交付申請の内容	交付決定の内容

伊賀市介護予防サロン活動支援事業 変更
中止 承認申請書
廃止

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住 所
名 称（氏 名）
代表者 氏 名

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定のあった伊賀市介護予防サロン
変更
活動支援事業について、下記のとおり 中止 したいので、承認されるよう、伊賀市介護
廃止
予防サロン活動支援事業実施要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 変更
- 1 中止 の理由
廃止
- 2 補助金の交付申請額 変更後の額 円
(既交付決定額 円)

様式第6号（第8条関係）
様式第6号（第8条関係）

伊賀市指令 第 号

（申請者）

伊賀市介護予防サロン活動支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで交付申請のあった伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

1 変更後の交付決定額 円

2 承認の内容

年 月 日

伊賀市長 様

(申請者)
住 所 :
団体名 :
代表者名 :

伊賀市介護予防サロン活動支援事業実績報告書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けた伊賀市介護予防サロン活動支援事業の実績について、下記のとおり伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱第9条第1項の規定により、報告します。

記

1 事業実績

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書（様式第8号）
- (2) 事業決算書（様式第9号）
- (3) 領収書等整理帳
- (4) 活動写真帳

事業実施報告書

実施月	開催回数	参加延人数	実施月	開催回数	参加延人数
4月	回	人	10月	回	人
5月	回	人	11月	回	人
6月	回	人	12月	回	人
7月	回	人	1月	回	人
8月	回	人	2月	回	人
9月	回	人	3月	回	人
			合計	回	人
＜実施状況＞					
① 事業実施期間	年 月 ～ 年 月				
② 基本的な活動 内容	実施日(定例)				
	実施時間(基本)	: ~ :			
③ 主な取組内容(参加者が取り組んだ内容)					
④ 取り組みの効果					

事業決算書

1. 収入の部

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
市補助金		伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金
参加者負担金		
収入合計	円	

2. 支出の部

科 目	決 算 額	内 容	摘 要
支出合計	円		

様式第10号（第10条関係）
様式第 10 号（第 10 条関係）

伊賀市指令 第 号

（申請者）

伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金
については、下記のとおり交付額を確定したので、伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施
要綱第 10 条の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

補助金交付確定額	円
（補助金交付決定額	円）

様式第11号（第11条関係）
様式第 11 号（第 10 条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

(申請者)
住 所 :
団体名 :
代表者名 :

伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定のあった伊賀市介護予防サ
ロン活動支援事業補助金について、下記のとおり概算払を申請します。

記

1 概算払による支払いが必要な理由

2 補助金額

概算払申請額 円
(交付決定額 円)

3 振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	店
預 金 種 別	普通（総合口座を含む。）	当座
口 座 番 号		
口 座 名 義 人 (カタカナ)		

4 添付書類

通帳写し

改正

令和元年11月 1 日告示第98号

令和 2 年 5 月21日告示第203号

令和 3 年 4 月 1 日告示第87号

令和 3 年12月 9 日告示第233号

キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第27条第 1 項第 2 号に掲げる住民自治協議会への財政支援として、キラッと輝け！地域応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、伊賀市自治基本条例第24条に定める住民自治協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、協議会が地域における課題解決や地域の特色を活かしたまちづくり活動など、協議会が地域まちづくり計画に沿って主体的に実施する事業で、次に掲げるものとする。

(1) テーマ設定型事業 協議会が市の定めたテーマに沿って実施する事業

(2) 自由提案型事業 協議会が自ら自由なテーマを設定して実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付の対象としない。

(1) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助、助成等（伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱（平成17年伊賀市告示第 5 号）に基づく財政支援を除く。）の対象となる事業

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした事業

(3) その他市長が適当でないと認めた事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる

活動の実施に要する経費であって、別表第1に定めるものとする。

(補助金の補助率及び限度額)

第5条 補助金の補助率及び限度額は、予算に定める額の範囲内で、別表第2に定めるものとする。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、同一の協議会につき、1年度1事業を限度とする。

2 同一の協議会による同一事業に対する補助金の交付は、通算3回を限度とする。

(補助事業への応募)

第7条 補助金の交付を受けようとする協議会は、キラッと輝け！地域応援補助金応募申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号又は様式第2号の2）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(審査会の設置)

第8条 市長は、補助対象事業の選考を行うため、別に定めるキラッと輝け！地域応援補助金審査会を設置するものとする。

(補助対象事業の選考及び通知)

第9条 市長は、第7条に規定する書類を受理したときは、キラッと輝け！地域応援補助金審査会を開催し、補助対象事業の選考を行うものとする。

2 市長は、前項の選考結果に基づき、採択の可否を決定し、速やかにキラッと輝け！地域応援補助金選考結果通知書（様式第4号）により、当該協議会に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 前条第2項の規定により採択の決定通知を受けた協議会は、速やかにキラッと輝け！地域応援補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第7条の規定により提出された書類と記載内容が同一のものについては、それらの書類の提出を省略することができる。

(1) 事業計画書（様式第2号又は様式第2号の2）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものに

ついて補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、キラッと輝け！地域応援補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該協議会に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助事業の内容の変更等）

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた協議会（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、キラッと輝け！地域応援補助金事業変更（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、キラッと輝け！地域応援補助金事業変更（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況報告をしなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、キラッと輝け！地域応援補助金事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第10号）
- （2） 収支決算書（様式第11号）
- （3） 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- （4） 活動の実施状況がわかる写真、資料等
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業終了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項に規定する報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調

査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかにキラッと輝け！地域応援補助金交付確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条 補助金の交付請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にキラッと輝け！地域応援補助金交付請求書（様式第13号）により行うものとする。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めたときは、補助金の交付決定額の範囲内で、概算払をすることができる。

- 2 前項ただし書に規定する概算払を受けようとする補助事業者は、キラッと輝け！地域応援補助金概算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- （3） 第11条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- （4） その他補助事業者の補助金の運用が不相当と認められたとき。

- 2 前項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える額を返還させるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（延滞金）

第19条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その返還すべき額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整理等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月1日告示第98号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前のキラッと輝け！地域応援補助金交付要綱の規定により補助金の交付を決定された補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月21日告示第203号)

この告示は、令和2年5月21日から施行し、改正後のキラッと輝け！地域応援補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和3年4月1日告示第87号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年12月9日告示第233号)

この告示は、令和3年12月9日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

項目	補助対象経費
共済費、賃金等	補助事業の実施に係る賃金等
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼その他補助事業の実施に直接必要な経費
旅費	調査、講師・有識者招聘旅費等、補助事業の実施に直接必要な旅費
需用費	補助事業の実施に要する消耗品費（各種材料費、教材、資料代を含む）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真代、看板、横断幕等製作費を含む）、修繕費
役務費	補助事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料等
委託料	補助事業の実施に直接必要なもので、専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託する費用
使用料、賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料
備品購入費	一定期間その形状を変えことなく使用できるものの購入経費で、1 品あたり概ね 2 万円以上のもの
負担金	補助事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費（飲食費を除く。）
その他	市長が適当と認めるもの

別表第 2（第 5 条関係）

	テーマ設定型事業	自由提案型事業
補助率	補助対象経費の 8 / 10 以内	補助対象経費の 8 / 10 以内
補助限度額	100 万円。ただし、補助対象経費に占める次の各号に掲げる経費の割合が 2 分の 1 を超える場合は、当該各号に定める額とする。 (1) 賃金 賃金を除く補助対象経費の額に 1.6 を乗じて得た額又は 100 万円のうちいずれか少ない額 (2) 備品購入費 備品購入費を除く	50 万円。ただし、補助対象経費に占める次の各号に掲げる経費の割合が 2 分の 1 を超える場合は、当該各号に定める額とする。 (1) 賃金 賃金を除く補助対象経費の額に 1.6 を乗じて得た額又は 50 万円のうちいずれか少ない額 (2) 備品購入費 備品購入費を除く

	補助対象経費の額に1.6を乗じて得た額又は100万円のうちいずれか少ない額	補助対象経費の額に1.6を乗じて得た額又は50万円のうちいずれか少ない額
--	---------------------------------------	--------------------------------------

備考

- 1 事業費の積算にあつては、事業に直接関係する事務経費は事業費に含めることができるものとする。
- 2 災害その他やむを得ない事情により補助事業の内容に変更が生じた場合において、市長が特に必要と認めるときは、テーマ設定型事業、自由提案型事業のいずれにおいても、補助限度額の項中ただし書の規定は適用しないものとする。
- 3 補助金の額は、1,000円を単位とし、端数は切り捨てる。

様式第 1 号（第 7 条関係）
様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

【申請者】
住 所
団 体 名
代表者氏名

キラッと輝け！地域応援補助金応募申請書

年度において、キラッと輝け！地域応援補助金事業を実施したいので、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称	
2 申請区分	☐ テーマ設定型事業（ ）
	☐ 自由提案型事業
3 補助金活用年数	☐ 初年度 ☐ 2 年目 ☐ 3 年目
4 事業予算額	円
5 補助金申請額	円
6 添付書類	(1) 事業計画書（様式第 2 号又は様式第 2 号の 2） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) その他（ ）

様式第2号（第7条、第10条関係）
 様式第2号（第7条、第10条関係）

事業計画書（初年度用）

事業の名称			
種 類		新規事業 既存事業の見直し	
実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
実施場所			
地域課題	何が問題か		
	その理由は何か		
	どうすれば解決できるか		
事業内容			
事業効果			
補助事業終了後の事業計画			
成果指標	目 標		
	現 状 値		
	目 標 値		
	数値目標の根拠		

事業実施スケジュール

月	内 容

※事業の準備から終了までの具体的なスケジュールを記入すること。

様式第2号の2（第7条、第10条関係）
 様式第2号の2（第7条、第10条関係）

事業計画書（2年目以降用）

事業の名称		年事業	年目
種 類		新規事業 既存事業の見直し	
実施期間		年 月 日 ～	年 月 日
実施場所			
地域課題	何が問題か		
	その理由は何か		
	どうすれば解決できるか		
前年度の事業内容と反省点			
前年度をふまえた今年度の事業内容			
事業効果			
補助事業終了後の事業計画			
成果指標	目 標		
	現 状 値		
	目 標 値		
	数値目標の根拠		

事業実施スケジュール

月	内 容

※事業の準備から終了までの具体的なスケジュールを記入すること。

収支予算書

【収入の部】

単位：円

科 目	予 算 額	内 容 ・ 積 算
合 計		

【支出の部】

単位：円

科 目	予 算 額	うち補助対象経費	内 容 ・ 積 算
合 計			

第 号
年 月 日

キラッと輝け！地域応援補助金審査決定通知書

様

伊賀市長

年 月 日付けで応募申請のあった下記事業について厳正なる審査の結果、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

1 応募申請のあった事業の名称

2 審査結果

① 採 択 ・ 不採択

② 理 由

③ 補助額 円

④ 条 件

年 月 日

伊賀市長 様

【申請者】
住 所
団 体 名
代表者氏名

キラッと輝け！地域応援補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で採択決定を受けましたキラッと輝け！地域応援補助金について、補助金の交付を受けたいので、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称	
2 申請区分	☐ テーマ設定型事業（ ）
	☐ 自由提案型事業
3 補助金活用回数	☐ 初回 ☐ 2回目 ☐ 3回目
4 事業予算額	円
5 補助金申請額	円
6 添付書類	(1) 事業計画書（様式第 2 号又は様式第 2 号の 2） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) その他（ ）

様式第6号（第11条関係）
様式第6号（第11条関係）

第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

キラッと輝け！地域応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度キラッと輝け！地域
応援補助金については、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第11条の規定によ
り、下記のとおり条件を付して交付することに決定しました。

年 月 日

伊賀市長

記

1 交付金の額 円

2 条件

キラッと輝け！地域応援補助金事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定受けました
年度キラッと輝け！地域応援補助金事業の内容を下記のとおり変更（廃止）したい
ので、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第12条の規定により、申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更の内容

3 その他

第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

キラッと輝け！地域応援補助金事業変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで事業変更（廃止）承認申請のあった 年度
キラッと輝け！地域応援補助金については、次のとおり決定したので、キラッと輝
け！地域応援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

1	変更交付決定額	円
	交 付 決 定 額	円

2 承認した変更内容

3 条件

キラッと輝け！地域応援補助金事業実績報告書

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定受けました
年度キラッと輝け！地域応援補助金の事業実績をキラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- (4) 活動の実施状況を写す写真、資料等

事業実績書

事業の名称			
団 体 名			
実施期間	着手年月日 完了年月日	年 月 日 年 月 日	
事業費	補助金額 (総事業費)	円 円)	
事業の実績			
事業の成果			
目標実績	目 標 値		
	実 績 値		
次年度以降の課題			

様式第11号（第14条関係）
様式第 11 号（第 14 条関係）

収支決算書

収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
合 計			

支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	うち補助 対象経費	摘 要
合 計				

監査_____

様式第12号（第15条関係）
様式第 12 号（第 15 条関係）

第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

キラッと輝け！地域応援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度キラッと輝け！地域応援補助金については、下記のとおり交付額を確定したので、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

交付確定額
(交付決定額)

円
円)

キラッと輝け！地域応援補助金交付請求書

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付確定受けました 年
 度キラッと輝け！地域応援補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 請 求 額 円
- 2 概算払を受けた額 円
- 3 確 定 額 円
- 4 送 金 先

金 融 機 関 名	銀 行 店 所 信 用 金 庫 協 農
口 座 の 種 類	当 座 普通預金
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 カタカナで記入	

キラッと輝け！地域応援補助金概算払請求書

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました 年度
キラッと輝け！地域応援補助金について、事業遂行上必要がありますので、下
記金額を概算払されたくキラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第16条の規定
により請求いたします。

記

- 1 補助金概算払申請額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 送 金 先

金 融 機 関 名	銀 信 農 用 金 行 庫 協 店 所
口 座 の 種 類	当 座 普通預金
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 カタカナで記入	

改正

平成17年 6 月21日告示第124号

平成17年 8 月11日告示第158号

平成18年 2 月13日告示第20号

平成18年 3 月31日告示第49号

平成18年12月15日告示第212号

平成19年 3 月30日告示第70号

平成19年12月21日告示第247号

平成20年 3 月31日告示第44号

平成20年11月28日告示第194号

平成21年 3 月31日告示第56号

平成21年 7 月 3 日告示第133号

平成21年10月13日告示第174号

平成21年11月24日告示第180号

平成22年 3 月16日告示第32号

平成22年 7 月 1 日告示第143号

平成23年 6 月14日告示第129号

平成24年10月15日告示第188号

平成24年12月 3 日告示第215号

平成25年 1 月23日告示第 6 号

平成25年 6 月26日告示第166号

平成25年10月 2 日告示第202号

平成26年 4 月 1 日告示第79号

平成27年 2 月24日告示第16号

平成27年 4 月 1 日告示第62号

平成27年 7 月10日告示第153号

平成27年12月 2 日告示第209号

平成28年 4 月 1 日告示第85号

平成28年 6 月20日告示第168号

平成28年 8 月 4 日告示第215号

平成28年10月15日告示第246号

平成30年 3 月30日告示第41号

平成31年 4 月 1 日告示第86号

令和 2 年 4 月 1 日告示第113号

令和 2 年10月29日告示第263号

令和 4 年 3 月29日告示第33号

令和 4 年 4 月 1 日告示第168号

健康福祉部関係補助金等交付要綱

(補助金の名称等)

第 1 条 伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づく、健康福祉部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助金等の額又は交付率は、別表のとおりとする。

(財産処分の制限)

第 2 条 規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同条第 2 号に規定する市長が指定するものは、それぞれ 1 件の取得価額が50万円以上のものとする。

(証拠書類の保存)

第 3 条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等の完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、市長が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によるものとする。

附 則

この告示は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月21日告示第124号）

(施行期日)

1 この告示は、平成17年 6 月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の支所関係補助金等交付要綱（以下、改正前の要綱という。）の規定により交付された

補助金に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 8 月11日告示第158号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年 8 月11日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成17年度分から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の健康福祉部関係補助金等交付要綱（以下、改正前の要綱という。）の規定により交付された補助金に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の要綱の相当規定による補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成18年 2 月13日告示第20号）

この告示は、平成18年 2 月13日から施行し、平成17年11月 1 日から適用する。

附 則（平成18年 3 月31日告示第49号）

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月15日告示第212号）

この告示は、平成18年12月15日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日告示第70号）

この告示は、平成19年 3 月30日から施行する。

附 則（平成19年12月21日告示第247号）

この告示は、平成19年12月21日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は平成19年度の交付金交付対象分から適用する。

附 則（平成20年 3 月31日告示第44号）

この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年11月28日告示第194号）

この告示は、平成20年11月28日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年10月15日から適用する。

附 則（平成21年 3 月31日告示第56号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 7 月 3 日告示第133号）

この告示は、平成21年 7 月 3 日から施行する。

附 則（平成21年10月13日告示第174号）

この告示は、平成21年10月13日から施行し、改正後の別表の規定は、平成21年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年11月24日告示第180号）

この告示は、平成21年11月24日から施行する。

附 則（平成22年 3 月16日告示第32号）

この告示は、平成22年 3 月16日から施行する。

附 則（平成22年 7 月 1 日告示第143号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年 7 月 1 日から施行（中略）する。

附 則（平成23年 6 月14日告示第129号）

この告示は、平成23年 6 月14日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年10月15日告示第188号）

この告示は、平成24年10月15日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年12月 3 日告示第215号）

この告示は、平成24年12月 3 日から施行し、改正後の別表の 6 介護高齢福祉課の 5 の項の規定は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年 1 月23日告示第 6 号）

この告示は、平成25年 1 月23日から施行する。

附 則（平成25年 6 月26日告示第166号）

この告示は、平成25年 6 月26日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年10月 2 日告示第202号）

この告示は、平成25年10月 2 日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 4 月 1 日告示第79号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月24日告示第16号）

この告示は、平成27年2月24日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第62号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月10日告示第153号）

この告示は、平成27年7月10日から施行する。

附 則（平成27年12月2日告示第209号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第85号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月20日告示第168号）

この告示は、平成28年6月20日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月4日告示第215号）

この告示は、平成28年8月4日から施行する。

附 則（平成28年10月15日告示第246号）

この告示は、平成28年10月15日から施行し、改正後の健康福祉部関係補助金等交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日告示第41号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第86号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第113号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月29日告示第263号）

この告示は、令和2年10月29日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示第33号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第168号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第１条関係）

１ 医療福祉政策課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付 の目的	(C) 補助事業等の内 容	(D) 補助金等の額又 は交付率	(E) 補助対象者等の 範囲
１	伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金	伊賀市社会福祉協議会が行う地域福祉活動及び民間社会福祉活動の育成、援助等のため財政支援を行い、社会福祉の向上を図る。	社会福祉協議会が福祉活動職員を置くために必要な次に掲げる経費及び運営経費 ア給与 イ手当 ウ共済費 事業主負担金 エ賃金	予算に定める額の範囲	伊賀市社会福祉協議会
２	遺族会補助金	戦争の犠牲者である遺族の福祉の向上を図る。	遺族会の運営活動に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市遺族会
３	保護司会活動助成金	保護司会が行う犯罪予防活動へ助成を行い、市民の安全確保を図る。	保護司会の運営活動に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀保護司会

２ 障がい福祉課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付 の目的	(C) 補助事業等の内 容	(D) 補助金等の額又 は交付率	(E) 補助対象者等の 範囲
１	障がい者団体補助金	障がい者等の福祉の向上と自立	障がい者団体の設立及び運営活	予算に定める額の範囲	伊賀市障害者福祉連盟

		意識の発揚を図る。	動に要する経費		
2	社会福祉施設整備費補助金	民間の社会福祉施設の整備及び設備整備事業に助成することにより、障がい者の福祉の向上を図る。	社会福祉施設の整備に要する経費	予算に定める額の範囲	社会福祉法人
3	心身障害者扶養共済制度掛金補助金	心身障がい者の生活の安定と福祉の向上を図る。	心身障害者扶養共済制度の掛金	1 加入者が市民税を課せられていない世帯に属するとき。 100分の50 2 加入者が市民税の所得割を課せられていない世帯に属するとき。 100分の30	心身障害者扶養共済加入者

3 こども未来課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	母子寡婦福祉会補助金	母子家庭等の福祉の向上を図る。	母子寡婦福祉会の運営活動に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市母子寡婦福祉会
2	地域子育て支援センター事業費	保育所等の機能を生かし地域全	民間保育所等が地域子育て支援	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会

	補助金	体で子育て支援を行う民間保育等の円滑な運営を図る。	を行う事業に要する経費		森川病院
3	結婚サポート事業補助金	結婚支援活動を実施する団体に活動費の一部を補助することにより少子化対策の推進を図る。	結婚サポート事業の実施に要する謝金、印刷製本費、会場使用料等必要と認められる経費(交付決定前に実施済みの事業経費も含む。)	1事業につき5万円以内	住民自治協議会、公益経済団体ほか市内に拠点を置く営利を目的としない団体
4	児童発達支援センター整備事業補助金	民間の社会福祉施設の整備事業に助成することにより、障がい児の福祉の向上を図る。	社会福祉施設の整備のうち工事請負費に要する経費	予算に定める額の範囲	社会福祉法人
5	病児・病後児保育室整備事業補助金	民間の社会福祉施設の整備事業に助成することにより、保護者の子育てと就労の両立及び児童の福祉の向上を図る。	社会福祉施設の整備のうち工事請負費に要する経費及び開設準備経費	予算に定める額の範囲	医療法人
6	放課後児童クラブ整備事業補助金	民間の社会福祉施設の整備事業	社会福祉施設の整備のうち工事	予算に定める額の範囲	社会福祉法人

	金	に助成することにより、保護者の子育てと就労の両立及び児童の福祉の向上を図る。	請負費及び工事事務費に要する経費並びに開所準備経費		
--	---	--	---------------------------	--	--

4 保育幼稚園課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	安心こども基金 保育基盤整備事業費補助金(保育所等整備事業等)	保育所等の保育需要の対応のための整備	安心安全な保育所等の環境整備等に係る経費(県の安心こども基金保育基盤整備事業費補助金の対象事業経費で、交付決定前に実施済みの事業経費も含む。)に対する補助	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会 学校法人廣瀬学園
2	保育所等整備費補助金	保育所等の保育需要の対応のための整備	安心安全な保育所等の環境整備等に係る経費(国の保育所等整備交付金の対象事業経費で、交付決定前に実施済みの事業経費も含	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会

			む。)に対する補助		
3	保育士研修事業費補助金	保育の質の向上のための研修を行う。	保育の質の向上のための研修事業に係る経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会
4	障がい児保育対策事業費補助金	障がい児保育を行う民間保育所の保育士の加配、施設整備等の助成を行い障がい児の処遇の向上を図る。	障がい児保育を行う保育所の運営に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会
5	家庭支援推進保育事業費補助金	家庭支援推進保育を行う民間保育所の運営及び職員の処遇の改善を図る。	家庭支援推進保育を行う保育所の運営に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会
6	延長保育事業費補助金	通常の保育時間を超えて保育を行う保育所等の円滑な運営を図る。	延長保育事業を行う保育所等の運営に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会 学校法人廣瀬学園
7	一時預かり事業費補助金	保護者の就労形態の多様化や疾病等による一時的な保育に対応する民間保育所等への助成を行い児童福祉の増	一時預かり事業（幼稚園型を含む。）を行う民間保育所等の運営に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会 学校法人廣瀬学園 学校法人白鳳幼稚園 伊賀市に住所を

		進を図る。			有する児童が在籍する幼稚園又は認定こども園（子ども・子育て支援新制度に移行した施設に限る。）を運営する事業者
8	低年齢児保育充実事業費補助金	0、1歳児保育対策を円滑に実施することにより児童福祉の向上を図る。	0、1歳児保育対策を円滑に実施する保育所等の運営経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会 学校法人廣瀬学園
9	保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育所等の業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図る。	保育所等ICT化推進事業を実施するために必要なシステムの導入費用等	予算に定める額の範囲	伊賀市社会事業協会 学校法人廣瀬学園

5 介護高齢福祉課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	地域介護・福祉空間整備補助金	地域における介護サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進する。	介護サービス等を提供する施設及び設備の整備に要する費用	予算に定める額の範囲	介護保険事業の事業者である法人等

2	地域福祉推進事業費補助金	民間社会福祉活動の地域福祉推進のための諸事業の促進を図る。	在宅福祉の向上推進、健康と生きがい推進及びボランティア活動活性化に関する諸事業に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会福祉協議会
3	老人クラブ活動等助成金	老人の福祉の向上を図る。	老人クラブの活動運営に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市老人クラブ連合会
			老人クラブの活動運営に要する経費(国の在宅福祉事業費補助金及び県の高齢者地域福祉推進事業費補助金の対象事業経費で、交付決定前に実施済の事業経費も含む。)	予算に定める額の範囲	伊賀市単位老人クラブ
4	日常生活自立支援事業補助金	日常生活自立支援事業の利用により、福祉の向上を図る。	日常生活自立支援事業利用に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市社会福祉協議会
5	社会福祉施設整備費補助金	民間の社会福祉施設の整備及び設備整備事業に助成することに	社会福祉施設の整備に要する経費	予算に定める額の範囲	社会福祉法人

		より、高齢者の福祉の向上を図る。			
6	徘徊高齢者家族支援サービス事業費補助金	高齢者を介護する家族への負担軽減を図る。	位置情報提供システム利用の初期導入経費	予算に定める額の範囲	徘徊高齢者を介護している家族
7	介護基盤緊急整備等特別対策事業等補助金	地域における介護サービス等を提供する設備等の計画的な整備等を促進する。	介護サービス等を提供する設備等の整備に要する費用	予算に定める額の範囲	介護保険事業の事業者である法人等
8	地域医療介護総合確保基金事業補助金	地域における介護サービス等を提供する施設等の計画的な整備等を促進する。	介護サービス等を提供する施設等の整備に要する費用	予算に定める額の範囲	介護保険事業の事業者である法人等

6 保険年金課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	国民健康保険取扱事務費交付金	国民健康保険事業の円滑な運営を図る。	国民健康保険診療報酬明細書作成に要する経費	年額4万円に1件当たり5円を加算する。	伊賀医師会
				1件当たり5円	名賀医師会
				定額 42万円	伊賀歯科医師会

7 健康推進課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
----	----------------	-------------------	-----------------	--------------------	------------------

1	献血推進事業補助金	献血思想の普及啓発及び献血者の確保を図る。	献血推進協議会が行う献血推進事業に要する経費	予算に定める額の範囲	伊賀市献血推進協議会
2	公衆浴場確保対策事業補助金	公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）の確保により、地域住民の公衆衛生の向上を図る。	市内の公衆浴場の運営に要する経費	予算に定める額の範囲	公衆浴場を営む者

改正

平成17年 7 月26日告示第145号

平成18年 3 月 2 日告示第26号

平成18年 3 月31日告示第49号

平成18年 6 月23日告示第143号

平成18年 8 月10日告示第163号

平成18年 8 月30日告示第169号

平成19年 3 月30日告示第88号

平成19年 5 月 2 日告示第133号

平成19年 9 月28日告示第213号

平成20年 3 月31日告示第51号

平成21年 4 月 1 日告示第74号

平成21年 8 月10日告示第151号

平成22年 7 月 1 日告示第143号

平成22年11月 2 日告示第176号

平成23年 1 月14日告示第 6 号

平成23年10月 3 日告示第163号

平成24年 3 月26日告示第31号

平成24年 7 月20日告示第164号

平成24年 8 月31日告示第178号

平成25年 3 月29日告示第63号

平成25年10月28日告示第211号

平成26年 3 月20日告示第22号

平成26年 4 月 1 日告示第63号

平成27年 3 月31日告示第54号

平成27年 8 月17日告示第168号

平成28年 3 月31日告示第45号

平成28年 8 月 1 日告示第206号

平成28年 8 月 4 日 告示第215号

平成29年 1 月13日 告示第 1 号

平成29年 3 月17日 告示第36号

平成30年 7 月20日 告示第191号

平成31年 3 月25日 告示第47号

平成31年 4 月 1 日 告示第64号

平成31年 4 月 1 日 告示第87号

令和 2 年 1 月 8 日 告示第 1 号

令和 2 年 2 月26日 告示第37号

令和 2 年 3 月31日 告示第102号

令和 2 年 7 月22日 告示第237号

令和 3 年 3 月12日 告示第25号

令和 4 年 4 月 1 日 告示第47号

産業振興部関係補助金等交付要綱

(補助金の名称等)

第 1 条 伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づく、産業振興部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助金等の額又は交付率は、別表のとおりとする。

(財産処分の制限)

第 2 条 規則第21条ただし書の規定により財産処分について制限をする期間は、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同条第 2 号の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具は、それぞれ 1 件の取得価額が50万円以上のものとする。

(証拠書類の保存)

第 3 条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等の完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、市長が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、第1条の別表商工観光政策課の第1項及び第2項の補助事業等について交付決定した貸付利子補給及び保証料補助は、なお合併前の市町村の例による。

附 則 (平成17年7月26日告示第145号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年7月26日から施行し、改正後の産業振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成17年度分の補助金等から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の産業振興部関係補助金等交付要綱（以下、改正前の要綱という。）の規定により交付された補助金に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の要綱の相当規定による補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則 (平成18年3月2日告示第26号)

この告示は、平成18年3月2日から施行し、平成18年度分から適用する。

附 則 (平成18年3月31日告示第49号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月23日告示第143号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年6月23日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

(支所関係補助金等交付要綱の一部改正)

- 2 支所関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表の3伊賀支所の29の項を削り、30の項を29の項とし、31の項から52の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則 (平成18年8月10日告示第163号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年8月10日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

(建設部関係補助金等交付要綱の廃止)

- 2 建設部関係補助金等交付要綱(平成16年伊賀市告示第15号)は、廃止する。

附 則(平成18年8月30日告示第169号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年8月30日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

(支所関係補助金等交付要綱の一部改正)

- 2 支所関係補助金等交付要綱(平成16年伊賀市告示第17号)の一部を次のように改正する。

別表の3 伊賀支所の33の項を削り、34の項を33の項とし、35の項から50の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の4 島ヶ原支所の9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から16の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の5 阿山支所の32の項及び33の項を削り、34の項を32の項とし、35の項から43の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則(平成19年3月30日告示第88号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(支所関係補助金等交付要綱の一部改正)

- 2 支所関係補助金等交付要綱(平成16年伊賀市告示第17号)の一部を次のように改正する。

別表の3 伊賀支所41の項を削り、同表の42の項を同表の41の項とし、同表の43の項から49の項までを1項ずつ繰り上げ、別表の4 島ヶ原支所10の項を削り、同表の11の項を同表の10の項とし、同表の12の項から14の項までを1項ずつ繰り上げ、別表の5 阿山支所34の項を削り、同表の35の項を同表の34の項とし、同表の36の項から40の項までを1項ずつ繰り上げ、別表の6 大山田支所41の項を削り、同表の42の項を同表の41の項とし、同表の43の項から46の項までを1項ずつ繰り上げ、別表の7 青山支所27の項を削り、同表の28の項を同表の27の項とし、同表の29の項から33の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則(平成19年5月2日告示第133号)

この告示は、平成19年5月2日から施行し、改正後の産業振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年9月28日告示第213号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年9月28日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年度の補助金から

適用する。

(支所関係補助金等交付要綱の一部改正)

- 2 支所関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表の1各支所共通の22の項を削り、同表の23の項を同表の22の項とし、同表の24の項を同表の23の項とし、同表の25の項を同表の24の項とする。

附 則（平成20年3月31日告示第51号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第74号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月10日告示第151号）

- 1 この告示は、平成21年8月10日から施行する。
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年7月1日告示第143号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年7月1日から施行し、改正後の（中略）産業建設部関係補助金等交付要綱（中略）の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年11月2日告示第176号）

この告示は、平成22年11月2日から施行し、改正後の産業建設部関係補助金等交付要綱の規定は、平成22年9月1日から適用する。

附 則（平成23年1月14日告示第6号）

この告示は、平成23年1月14日から施行し、改正後の産業建設部関係補助金等交付要綱の規定は、平成22年12月22日から適用する。

附 則（平成23年10月3日告示第163号）

この告示は、平成23年10月3日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第31号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月20日告示第164号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日告示第178号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日告示第63号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年10月28日告示第211号）

この告示は、平成25年10月28日から施行し、改正後の産業振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成25年10月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 3 月20日告示第22号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年 3 月20日から施行し、平成25年度に実施した事業から適用する。（後略）

附 則（平成26年 4 月 1 日告示第63号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第54号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 8 月17日告示第168号）

この告示は、平成27年 8 月17日から施行し、改正後の産業振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第45号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 8 月 1 日告示第206号）

この告示は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 8 月 4 日告示第215号）

この告示は、平成28年 8 月 4 日から施行する。

附 則（平成29年 1 月13日告示第 1 号）

この告示は、平成29年 1 月13日から施行する。

附 則（平成29年 3 月17日告示第36号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 7 月20日告示第191号）

この告示は、平成30年 7 月20日から施行し、改正後の産業振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成30年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 3 月25日告示第47号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日告示第64号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日告示第87号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 8 日告示第 1 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月26日告示第37号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日告示第102号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月22日告示第237号）

この告示は、令和 2 年 7 月22日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月12日告示第25号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日告示第47号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

1 農林振興課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付 の目的	(C) 補助事業等の内 容	(D) 補助金等の額又 は交付率	(E) 補助対象者等の 範囲
1	青空市推進協議 会支援事業補助 金	伊賀地域の青空 市・直売所で組織 する青空市推進 協議会の活動を 支援し、地域農業 の振興を図る。	青空市推進協議 会の運営に要す る経費	予算に定める額	青空市推進協議 会
2	認定農業者団体 補助金	認定農業者相互 の連携と効率的	伊賀市認定農業 者団体の活動に	予算に定める額	伊賀市認定農業 者団体

		かつ安定的な農業経営体の育成を図る。	要する経費		
3	集落営農支援事業補助金	集落営農推進を目的に各地区において組織される集落営農組織等を支援し、地域農業の安定的発展と集落環境及び機能の維持に資することを目的とする。	集落営農の推進に必要な経費 (1) 農業用機械機具購入費助成 (2) 建物の新築・改修費助成 (3) 省力化技術機械等購入費助成	(1)及び(2)は事業費の20%以内、(3)は事業費の40%以内とし、千円未満は切り捨てる。ただし、補助事業の内容が(1)の場合は100万円を、(2)及び(3)の場合は200万円を上限とし、(1)、(2)、(3)いずれの場合も20万円を下限とする。	集落営農組織
4	農業経営近代化資金利子補給金	認定農業者の農業経営の安定化を図る。	中核農業者育成資金の借入に対する利子補給	利子補給率 0.5%以内	対象認定農業者
5	中山間地域等直接支払交付金	農地の多面的機能の維持確保を図る。	集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	予算に定める額	集落協定締結地域
6	和牛肥育組合振興助成金	伊賀牛の生産品質向上と和牛肥育組合の振興を	和牛振興に対する助成	予算に定める額	飼養農家で構成される肥育組合

		図る。			
7	家畜保健衛生対策事業補助金	畜産の振興及び飼養農家の経営向上を図り、家畜伝染病の発生及び蔓延を防止する。	家畜保健衛生対策事業に要した経費	予算に定める額	肉牛、乳牛及び養豚農家
8	優良素牛導入助成金	銘柄牛生産振興及びブランド化を図る。	優良素牛導入に対する報償	予算に定める額	飼養農家で構成される和牛肥育組合
9	流域公益保全林整備事業等補助金	森林の計画的な整備と公益的機能の適正な維持保全を図る。	伊賀森林組合が行う造林補助事業費の一部に対し助成	事業費の15%以内で予算に定める額	伊賀森林組合
10	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全に効果の高い農業の取り組みを支援する。	環境保全型農業直接支払交付金事業に対する助成	予算に定める額	環境保全に効果の高い農業生産の取り組みを行う農業者等
11	森林経営計画作成推進事業交付金	森林経営計画等の作成を推進することにより計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。	市長との間で締結する協定に基づき行われる地域活動に要する経費	予算に定める額	森林経営計画作成等の地域活動を行う者
12	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	意欲ある担い手の育成・確保のため、新規就農者や経営規模の拡大等が必要となる	強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産	予算に定める額	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

		農業用機械等の導入について支援を行い、農業への定着を図る。	第2226号農林水産事務次官依命通知) に定める次の経費 (1) 当該事業に要する経費についての融資残額 (2) 当該事業に対して基金協会が行う債務保障経費		
13	担い手確保・経営強化支援事業補助金	次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、確保を図る。	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知) に定める次の経費 (1) 当該事業に要する経費についての融資残額 (2) 当該事業に対して基金協会が行う債務保証経費	予算に定める額	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等及び三重県農業信用基金協会
14	森のやすらぎ空	木の薫るやすら	間伐材を利用し、	予算に定める額	森のやすらぎ空

	間整備事業補助金	ぎのある街づくりを促進する。	市民が自由に使える空間の整備等に係る次の事業に要する経費 (1) 市内の森林整備を行っている地縁団体等との連携により行う事業 (2) 市民が利用する空間に設置する木製品を共同で開発する事業		間を整備する者 森のやすらぎ空間に設置する木製品等の開発を行う者
15	森林境界明確化事業補助金	森林境界を明確にすることにより、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。	市長との間で締結する協定に基づき行われる森林境界の明確化に要する経費	予算に定める額	森林境界明確化等の地域活動を行う者
16	伊賀牛振興補助金	伊賀牛振興のため、伊賀肉の流通安定化と品質向上を図る。	枝肉冷蔵庫の新設に要する経費 枝肉冷蔵庫の管理に要する経費	予算に定める額 事業費の2分の1以内で予算に定める額	伊賀ふるさと農業協同組合
17	大山田農林業公社運営補助金	大山田農林業公社の経営安定と育成を図る。	大山田農林業公社の運営に対する補助	予算に定める額	大山田農林業公社
18	伊賀産肉牛流通	伊賀牛振興のため	と畜場の利用に	予算の範囲内で、	伊賀食肉組合

	安定対策事業補助金	め、市内精肉店の経営と伊賀肉の流通安定化を図る。	要する経費	市外と畜場でと畜し、市内に持ち帰った伊賀牛1頭につき3,000円	
--	-----------	--------------------------	-------	----------------------------------	--

2 農村整備課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	真泥池揚水施設維持管理事業補助金	揚水施設の良好な維持管理を推進し、用水補給の確保を図る。	揚水施設の維持管理に要する経費	左の経費の精算額以内	上野土地改良区
2	ふるさと・水と土保全対策事業補助金	中山間地域を中心として、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と、それらを維持管理する地域外住民の活力導入を通じた共同活動の活性化による地域活力を図る。	中山間地域において環境保全及び農村施設の整備を積極的に推進するために要する経費	予算に定める額	農業者が組織する団体
3	改良区運営補助金	合併改良区の健全運営を図る。	改良区の経常経費の一部補助	予算に定める額	土地改良区

3 商工労働課

区分	(A) 補助金等の名	(B) 補助金等の交	(C) 補助事業等の	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等
----	---------------	---------------	---------------	--------------------	---------------

	称	付の目的	内容		の範囲
1	中小企業振興事業資金利子補給補助金	中小企業の合理化、近代化を促進する。	中小企業高度化資金借入団体等に対する利子補給	高度化資金貸付額に対する利息の2%以内の額で5年間のみ。ただし、中小売商業振興法（昭和48年法律第101号）認定団体については、高度化資金対象額の20%部分で金融機関の借入に対し2%以内で5年間のみ	中小企業高度化資金借入団体等に限る。
		中小企業の合理化、近代化を促進し、事業の円滑化と活性化に資する。	日本政策金融公庫経営改善貸付者及び生活衛生改善貸付者に対する利子補給	貸付額に対する利息の1%以内の額で1年間のみ	日本政策金融公庫経営改善貸付者及び生活衛生改善貸付者に限る。
2	小規模事業資金融資制度保証料補助金	小規模な経営者、創業者に対する事業の円滑化と活性化に資する。	県小規模事業資金利用者への保証料	保証料相当額。ただし、予算に定める額で15万円以下	県小規模事業資金利用者
			県創業・再挑戦アシスト資金利用者への保証料	保証料相当額。ただし、予算に定める額で10万円以下	県創業・再挑戦アシスト資金利用者
3	勤労者福祉事業補助金	労働団体の育成を図る。	労働団体が行う各種福祉事業に要する経費	予算に定める額	労働団体
4	シルバー人材センター運営	高齢者の短期的臨時的就労	シルバー人材センターの運	予算に定める額	伊賀市シルバー人材センタ

	費補助金	機会の斡旋等を行う。	営に要する経費		一
5	シルバー人材センター高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費補助金	女性の社会進出の後押しも含めた、現役世代の下支えに資する。	シルバー人材センターが実施する育児支援等の取組を拡大する事業に対する経費	予算に定める額	伊賀市シルバー人材センター
6	シルバー人材センター地域就業機会創出・拡大事業費補助金	地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出する。	シルバー人材センターが実施する地域就業機会創出・拡大事業に対する経費	予算に定める額	伊賀市シルバー人材センター
7	商工会議所及び商工会事業費補助金	商工業の育成と振興を図る。	商工業の育成・振興と諸施策諸制度の充実に要する経費	予算に定める額	上野商工会議所、伊賀市商工会
8	中心市街地等商店街活性化事業費補助金	中心市街地とその周辺の商業の更なる振興を図る。	商店街・商業集積の活性化に寄与するソフト事業に要する経費	事業費の1／2以内で予算に定める額	上野商工会議所若しくは株式会社まちづくり伊賀上野又は商店街振興組合、事業協同組合商店街

					組織その他これらに準ずる団体及びこれらで構成される事業実施機関
9	産学官連携伊賀研究拠点施設運営管理補助金	産学官連携伊賀研究拠点施設の適正かつ円滑な管理を図る。	産学官連携伊賀研究拠点施設の適正かつ円滑な管理に要する経費	予算に定める額	財団法人伊賀市文化都市協会
10	伊賀ブランド推進事業費補助金	伊賀ブランドの確立により、地域づくりと産業の活性化を図る。	伊賀ブランド推進協議会の運営及び事業に要する経費	予算に定める額	伊賀ブランド推進協議会
11	伊賀ブランド育成支援事業費補助金	伊賀ブランドの育成を図る。	伊賀ブランドの育成に要する経費	予算に定める額	上野商工会議所
12	伝統的工芸品産業振興補助金	伝統的工芸品の育成と振興を図る。	伝統的工芸品の後継者育成及び販路の拡大に要する経費	予算に定める額	三重県組紐協同組合 伊賀焼振興協同組合

4 観光戦略課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	伊賀上野観光協	観光資源の開	観光協会の運営	予算に定める額	一般社団法人伊

	会支部事業補助 金	発・保存と観光客 誘致促進による 地域振興を図る。	及び事業に要す る経費		賀上野観光協会
--	--------------	---------------------------------	----------------	--	---------

5 中心市街地推進課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付 の目的	(C) 補助事業等の内 容	(D) 補助金等の額又 は交付率	(E) 補助対象者等の 範囲
1	伊賀市中心市街 地活性化協議会 運営活動費補助 金	中心市街地の活 性化をより効果 的に機能させる。	伊賀市中心市街 地活性化協議会 の運営活動に要 する経費	予算に定める額	伊賀市中心市街 地活性化協議会
2	街なみ環境整備 事業まちづくり 協議会活動助成 金	計画づくりを地 域住民主導で進 めることにより 「うえのまちま ちづくり計画」を 具現化するとと もに協働による まちづくりを推 進する。	「うえのまちま ちづくり計画」具 現化の検討のた めに行う協議会 の活動に要する 経費	予算に定める額	うえのまちまち づくり協議会

改正

平成18年2月13日告示第17号
平成19年4月18日告示第114号
平成19年9月28日告示第215号
平成20年3月31日告示第40号
平成23年3月31日告示第60号
平成23年12月28日告示第190号
平成24年4月1日告示第70号
平成24年7月6日告示第160号
平成28年3月31日告示第34号
平成28年11月30日告示第264号
平成29年6月30日告示第186号
平成30年3月13日告示第22号
平成31年3月22日告示第37号
令和3年4月1日告示第87号

伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号。以下「条例」という。）第27条第1項第2号に掲げる住民自治協議会（以下「協議会」という。）への財政支援として、伊賀市住民自治協議会地域包括交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の制限)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する活動には、交付金を交付しない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い又は信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦若しくは支持し、又はこれらに反対する活動

(交付対象経費及び交付額)

第3条 前条に規定する交付金の額は、各々の協議会が地域まちづくり計画に基づき推進する事業や活動及び市と協議会が締結した「まちづくりに関する基本協定書」による協働で取り組む業務を実施するための費用を包括した金額とし、毎年度定める予算の範囲内で、別表に定める方法により算出して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度において交付する額は、毎年度定める予算の範囲内で、前項で得た額に当該各号に定める係数を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。ただし、各協議会における平成30年度の交付金の額を上限とする。

（1）平成31年度 1.45

（2）平成32年度 1.35

（3）平成33年度 1.25

（4）平成34年度 1.15

（5）平成35年度 1.05

（交付申請）

第4条 協議会が交付金の交付を受けようとするときは、住民自治協議会地域包括交付金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添付して市長に交付申請を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、住民自治協議会地域包括交付金交付決定通知書（様式第3号）により協議会に通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 協議会は、交付決定金額に増額若しくは減額を生じる変更を行おうとする場合又は事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、住民自治協議会地域包括交付金変更交付申請書（様式第4号）に変更事業計画書（様式第5号）を添付して市長に変更交付申請を行うものとする。ただし、変更交付申請額は第3条で算定した額を上限とする。

（変更交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、住民自治協議会地域包括交付金変更交付決定通知書（様式第6号）により協議会に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 協議会は、前条の交付決定の通知を受けたときは、市長に住民自治協議会地域包括交付金（概算払）請求書（様式第7号）により交付金を請求するものとする。

（概算払）

第9条 市長は、前条の交付請求があった場合は、次の表のとおり概算払を行うものとする。

	交付時期	交付割合
第1回目	交付決定通知を受けた日以降	交付決定金額の7割以内
第2回目	10月以降	交付決定金額から交付済額を差し引いた金額

（実績報告）

第10条 協議会は、交付金事業が終了したとき、又は交付金の交付決定にかかる会計年度の3月31日までに、事業実績を住民自治協議会地域包括交付金事業実績報告書（様式第8号）に事業実績報告書（様式第9号）を添付して市長に報告しなければならない。

（交付金の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 市長は、交付金の額を確定したときは、速やかに住民自治協議会地域包括交付金確定通知書（様式第10号）により、当該協議会に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付金の額を確定した場合は、これを精算し、既に確定した額を超える額の交付金が交付されているときは、その超える額を返還させるものとする。

（交付金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、住民自治協議会地域包括交付金取消通知書（様式第11号）により、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 交付金を協議会の活動以外の用途に使用したとき。

（2） 交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（3） 詐欺その他不正の行為により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、第10条に規定する実績報告書の提出後においても適用があるものとする。

（交付金の返還）

第13条 市長は、前条により交付金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分について、

既に交付金が交付されている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(単年度会計処理)

第14条 協議会の適正な会計処理に資するため、協議会の会計は、単年度会計処理を原則とする。

(基金の設置)

第15条 協議会は、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保する場合又はやむを得ない事情により事業を単年度で完了できない場合は、住民自治協議会地域包括交付金基金（以下「基金」という。）を設置することができる。

2 前項の規定に基づき、基金を設置できる期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するために基金を設置する場合 同一目的で設置する基金の初回の設置年度から起算して10年度以内

(2) やむを得ない事情により単年度に完了できない場合 交付金の交付決定を行った当該年度から1年度以内

(基金の申請)

第16条 協議会は、前条第1項の規定により基金を設置しようとするときは、住民自治協議会地域包括交付金基金設置申請書（様式第12号）に基金計画書（様式第12号の2）及び予算書を添付して市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、基金の設置を承認し、住民自治協議会地域包括交付金基金設置承認書（様式第13号）により協議会に通知するものとする。

(基金の変更)

第17条 協議会は、前条第2項の規定により承認を受けた基金を変更しようとするときは、住民自治協議会地域包括交付金基金変更申請書（様式第14号）に住民自治協議会地域包括交付金基金設置承認書の写し、基金変更計画書（様式第14号の2）及び予算書を添付して市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、基金の変更を承認し、住民自治協議会地域包括交付金基金変更承認書（様式第15号）により協議会に通知するものとする。

(基金の管理及び状況報告)

第18条 協議会は、基金の口座を他の口座と別に設置し、管理しなければならない。

2 協議会は、基金設置期間中、第10条に規定する実績報告書の提出に合わせて、基金状況報告書（様式第16号）に基金管理通帳の写しを添付して市長に提出し、基金の状況を報告しなければならない。

（基金の精算）

第19条 協議会は、基金による事業が終了したとき、又は基金の計画期間の最終年度の3月31日のいずれか早い期日までに基金の精算を行い、残額が生じた場合は、市長に返還しなければならない。

（財産処分制限）

第20条 協議会は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の全部若しくは一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過した場合又は特に市長が認めた場合は、この限りでない。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年1月14日から施行する。

附 則（平成18年2月13日告示第17号）

この告示中第1条の規定は平成18年2月13日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月18日告示第114号）

この告示は、平成19年4月18日から施行する。

附 則（平成19年9月28日告示第215号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第40号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第60号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日告示第190号）

この告示は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第70号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日告示第160号）

この告示は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第34号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年11月30日告示第264号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 6 月30日告示第186号）

この告示は、平成29年 6 月30日から施行する。

附 則（平成30年 3 月13日告示第22号）

この告示は、平成30年 3 月13日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日告示第37号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第87号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 3 条関係）

1 均等割額	協議会ごとに67万円	
2 人口割額	450円×人口（住民基本台帳に登録された協議会ごとの人口）	
3 面積割額	協議会の区域面積 1 km ² あたり 10, 000円（10, 000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）	
4 まちづくり協定経費	広報等配布手数料	20円×広報いが市配布数×23回
	協定サポート経費	6, 000円×（協議会の区域に存在する自治会数＋1） ×12ヵ月
5 人口密度補正	協議会の人口密度に応じて、第 1 号から第 4 号により算出した数値に次の各号に掲げる係数を乗じる。 （1） 166人／km ² 以上 1. 0	

	(2) 83人／km ² 以上166人／km ² 未満 1.05
	(3) 41人／km ² 以上83人／km ² 未満 1.1
	(4) 20人／km ² 以上41人／km ² 未満 1.15
	(5) 20人／km ² 未満 1.2

備考

- 1 算定に係る数値は、交付年度の前年9月30日現在の数値を用いる。
- 2 交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住民自治協議会名

(地域名)

代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金交付申請書

年度住民自治協議会地域包括交付金の交付を下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円

年度 事業計画書

単位：千円

事業名称	事業概要	実施時期 (予定日)	予算額	
			総額	うち交付金額
合 計				

当該年度の事業収支予算書を添付してください。

伊賀市指令 第 号

住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 住民自治協議会地域
包括交付金については、伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第5条の規定に
より、下記のとおり条件を付して交付することに決定しました。

年 月 日

伊賀市長

記

1 交付金の額 円

2 条件

- (1) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承諾を受けること。
- (2) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 当該交付金事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、交付金等の使途を明らかにしておくこと。
自治会等へ活動費や事業費等により支出した場合は、自治会等へも同様の整備を求めること。
- (4) 交付金事業が完了したとき又は交付金事業等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (5) 交付金を基金積み立てする場合は、速やかに基金設置申請書を提出すること。

様式第4号（第6条関係）
様式第4号（第6条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました 年度
住民自治協議会地域包括交付金を変更し申請します。

記

変更交付申請額 円

交 付 決 定 額 円

<内訳>

変更事項及びその内容 (事業名、事業内容等)	
変更しようとする理由	

年度 変更事業計画書

単位：千円

変更前・変更後 の別	事業名称	事業概要	実施時期 (予定日)	予算額	
				総額	うち交付金額
合 計					

当該年度の事業収支予算書を添付してください。

住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度 住民自治協議会
地域包括交付金については、伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第7条の規
定により、下記のとおり条件を付して変更交付することに決定しました。

年 月 日

伊賀市長

記

1 変更交付決定額 _____ 円
交 付 決 定 額 _____ 円

2 条件

年 月 日

伊賀市長 様

住 所
住民自治協議会名
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金（概算払）請求書
年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定のあった 年度
住民自治協議会地域包括交付金について、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|-----------|--------|
| 1 交付決定額 | _____円 |
| 2 既 請 求 額 | _____円 |
| 3 今回請求額 | _____円 |
| 4 残 金 | _____円 |

[振込先]

金融機関名	
支店名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
(ふりがな)	
口座名義人	

様式第 8 号（第10条関係）
様式第 8 号（第10条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金事業実績報告書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定のあった 年
度住民自治協議会地域包括交付金の事業について、別紙のとおり実績を報告します。

年度 事業実績報告書

単位：円

事業名称	事業概要	実施時期	予算額		決算額		基金充当額
			総額	うち交付 金額	総額	うち交付 金額	
合 計							

当該年度の事業収支決算書を添付してください。

必須業務実績報告書

必須業務名	実施方法	配布対象者	配布部数
市の広報等の配布			
選挙公報等の配布			
農業委員選挙人名簿登録申請書の配布と回収			

※ 自治会等へ活動費や事業費等として支出した場合は、その受領書及び支出内訳（どのような科目にいくら支出したか）を自治会等へ求めるとともに、自治会等の決算書の写しと併せて住民自治協議会で5年間保管してください。

住民自治協議会名
(地域名)
代表者名

住民自治協議会地域包括交付金確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 住民自治協議会地域
包括交付金については、下記のとおり交付額を確定したので、伊賀市住民自治協議会地
域包括交付金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

伊賀市長

記
交付金確定額 円

(交付金決定額 円)

第 号
年 月 日

様

伊賀市長

住民自治協議会地域包括交付金取消通知書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定した 年度 住民自治協議会地域包括交付金を次のとおり取り消します。

記

交 付 決 定 額	円
交 付 済 額	円
取 消 額	円
返還額（差引額）	円
取 消 し の 事 由	
備 考	

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金基金設置申請書

年 月 日付け伊賀市指令 第 号で交付決定を受けました
年度住民自治協議会地域包括交付金の一部について、下記のとおり住民自治協議会
地域包括交付金基金を設置したいので申請します。

記

1 基金設置額 _____ 円

2 基金名称 _____

3 基金設置期間 _____

※同一目的で設置する基金の初年度からの期間を記載すること。

4 添付書類

基金計画書（様式第12号の2）

予算書

基金計画書

住民自治協議会名

基金名称	
基金設置期間	
基金設置の目的	
事業実施時期	
総事業費	円
基金利用額	円
基金利用 事業計画	
備 考	

伊賀市指令 第 号

住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金基金設置承認書

年 月 日付けで設置申請のあった住民自治協議会地域包括交付金基金
については、伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第16条第2項の規定により、
下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

- 1 基金設置決定額 _____円
- 2 基金名称 _____
- 3 基金設置期間 _____

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金基金変更申請書

伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第15条第1項の規定に基づき設置した、住民自治協議会地域包括交付金基金について、下記のとおり計画を変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類

住民自治協議会地域包括交付金基金設置承認書（写）

基金変更計画書（様式第14号の2）

予算書

基金変更計画書

住民自治協議会名

基金名称	
基金設置期間	
基金設置の目的	
事業実施時期	
総事業費	円
基金利用額	円
基金利用 事業計画	
備 考	

住民自治協議会
（地域名 ）
代表者氏名

住民自治協議会地域包括交付金基金変更承認書

年 月 日付けで変更申請のあった住民自治協議会地域包括交付金基金については、伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

伊賀市長

記

- 1 基金変更決定額 _____ 円
- 2 基金名称 _____
- 3 基金設置期間 _____

年 月 日

伊賀市長 様

住民自治協議会名
(地域名)
代表者氏名

基金状況報告書

伊賀市住民自治協議会地域包括交付金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき設置した、住民自治協議会地域包括交付金基金について、同要綱第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 基金管理状況

(単位：円)

基金名	前年度 基金残高	本年度 基金積立額	利息等	執行額	本年度 基金残高

2 添付書類

基金管理通帳の写し

改正

平成18年 2 月15日告示第22号
平成18年10月 4 日告示第187号
平成21年 5 月29日告示第111号
平成22年 7 月 1 日告示第143号
平成23年 3 月31日告示第61号
平成24年 7 月 6 日告示第160号
平成26年 4 月 1 日告示第76号
平成28年 8 月 4 日告示第215号
平成31年 3 月22日告示第39号
令和 3 年 4 月30日告示第135号

人権生活環境部関係補助金等交付要綱

(補助金の名称等)

第 1 条 伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づく、人権生活環境部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助金等の額又は交付率は、別表のとおりとする。

(財産処分の制限)

第 2 条 規則第21条ただし書の規定により財産処分について制限をする期間は、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同条第 2 号の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具は、それぞれ 1 件の取得価額が50万円以上のものとする。

(証拠書類の保存)

第 3 条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等の完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、市長が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によるものとする。

附 則

この告示は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 2 月15日告示第22号）

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年10月 4 日告示第187号）

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日告示第111号）

この告示は、平成21年 5 月29日から施行し、改正後の人権政策部関係補助金等交付要綱の規定は、平成21年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 7 月 1 日告示第143号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年 7 月 1 日から施行し、改正後の（中略）人権生活環境部関係補助金等交付要綱（中略）の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成23年 3 月31日告示第61号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日告示第160号）

この告示は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日告示第76号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 8 月 4 日告示第215号）

この告示は、平成28年 8 月 4 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日告示第39号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月30日告示第135号）

この告示は、令和 3 年 4 月30日から施行する。

別表（第 1 条関係）

1 人権政策・男女共同参画課

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
区分	補助金等の名称	補助金等の交付 の目的	補助事業等の内 容	補助金等の額又 は交付率	補助対象者等の 範囲

1	人権擁護委員協議会助成金	人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図る。	人権擁護委員協議会の活動に要する経費	前年度9月30日現在の人口×5円以内	伊賀人権擁護委員協議会
---	--------------	---------------------	--------------------	--------------------	-------------

2 同和課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	部落解放団体助成金	国民的課題として部落解放を目指す団体の育成を図る。	部落解放団体の研修、研究活動等に要する経費	予算に定める額	部落解放同盟伊賀市協議会
2	まちづくり協議会活動補助金	差別をなくし人権、福祉及び環境に配慮したまちづくり活動の支援及び育成を図る。	まちづくり協議会活動に要する経費	予算に定める額	やはた人権まちづくり協議会

3 市民生活課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	駐輪場整備事業補助金	駅周辺における放置自転車等をなくし、交通安全対策の推進を図る。	自転車等駐車を設置する場合、土地取得費又は土地借上費を除く建物建設（基礎工事費及び付帯工事費を含む。）に要する経費	2分の1以内（限度額150万円）	自治会（複数の自治会を含む。）

2	国際交流協会補助金	幅広い国際交流活動を促進し、市民相互の理解を深め多文化共生社会の実現を図る。	国際交流事業及び多文化理解推進事業に要する経費	予算に定める額	伊賀市国際交流協会
---	-----------	--	-------------------------	---------	-----------

4 環境政策課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	環境保全市民会議活動補助金	環境保全都市宣言が目指す環境保全に対して、市民組織の育成と会員による活動の充実を図る。	環境保全市民会議が行う活動に要する経費	予算に定める額	伊賀市環境保全市民会議

伊賀市地域づくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域づくりを推進するために、市民のグループやサークルなどの団体（以下「団体等」という。）で、その団体の事業目的に従った活動や、かつ、地域づくりにつながる活動を支援する為に必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 助成金の対象となる団体等の要件については、次のとおりとする。

- (1) 平成16年10月31日現在で旧島ヶ原村の区域内に存在し、かつ、5人以上で組織する団体であること。
- (2) 市又は旧島ヶ原村から団体補助金を受けているものについては、該当しない。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って前条の対象団体等が行う次の事業とする。

- (1) 地域の自然や環境の保護・整備に関する事業
- (2) 地域おこし、地域づくりにつながる講演会等の事業
- (3) 市の特産品等の掘り起しや試作に関する事業
- (4) 地域福祉につながる事業
- (5) その他団体の事業目的に従った事業で、市長が認める事業

2 前項の規定に関わらず、他の補助金等の交付を受けている事業には助成しないものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の実施に要する諸経費のうち、直接その事業の実施に欠くことのできない経費（企画及び実施に係る経費）とし、団体等の組織運営・維持経費等は助成対象外とする。

(事業計画の申請・承認)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は、あらかじめ伊賀市地域づくり助成事業計画書及び助成金交付申請書（様式第1号）を策定し、市長の承認を得なければならない。

(助成金の算定)

第6条 市長は、助成対象事業内容及び助成対象経費を審査のうえ、予算の範囲内で助成金額を決

定する。

(事業計画の変更)

第7条 団体等は、承認された事業計画の内容について変更の必要が生じたときは、速やかに市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(事業計画の中止又は廃止)

第8条 団体等は、事業計画を中止又は廃止しようとする時は、速やかに市長に、申し出なければならない。

(助成事業の実績報告)

第9条 団体等は、事業完了後速やかに事業の伊賀市地域づくり助成事業実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の報告及び請求を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金等の額を確定し、団体等に交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正行為によりこの補助金を受けた場合は、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、地域づくり助成金交付要綱(平成12年島ヶ原村要綱第6号)の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたもの又は発行されたものとみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

伊賀市地域づくり助成事業計画書及び助成金交付申請書

年 月 日

伊賀市長 様

団体名

代表者の氏名

印

下記のとおり 年度伊賀市地域づくり助成事業を計画しましたので承認くださるよう申請します。

なお、本事業について応分の助成金を交付されるよう申請します。

記

1 事業計画内

（事業の内容及び必要経費・事業に係る予定人数等全てご記入ください。）

様式第2号（第9条関係）

伊賀市地域づくり助成事業実績報告書

年 月 日

伊賀市長 様

団体名

代表者の氏名

㊟

年 月 日付け申請し、承認のあった伊賀市地域づくり助成事業を完了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 実施事業内容

2 参加人数

3 経費等